

令和 8 年度鳥獣対策放任果樹伐採にかかる調査業務委託 仕様書

本仕様書は、鳥獣対策放任果樹伐採にかかる調査業務について定めるものである。

1 業務名

令和 8 年度鳥獣対策放任果樹伐採にかかる調査業務委託

2 目的

旧避難指示区域内においては、東日本大震災から 15 年が経過した今も、住民の約半数が当該区域外に避難しており、住宅敷地内に植栽されている柿等の果実が適期収穫できない状況にあるため、これらの果実が誘引物となり、ニホンザル及びイノシシ等の有害鳥獣による生活圏への侵入や住宅への被害が生じている。

避難中の住民に代わり住宅敷地内等の果樹の伐採及び処分を行うことにより、旧避難指示区域内の安全確保と避難者の帰還促進を図るため、伐採及び処分の対象となる果樹の本数等の調査を行うもの。

3 実施場所

南相馬市小高区大富地区、小高区摩辰地区、小高区羽倉地区

4 業務期間

契約締結日から令和 9 年 2 月 26 日まで

5 事業数量及び樹種

業務内容	小高
・ 果樹の伐採及び処分についての 同意取得業務 ・ 本数等調査業務 ・ 伐採対象果樹へのマーキング 及び番号の割り振り ・ 放射線量測定業務（簡易測定）	174 本
・ 放射能濃度測定業務 （専門機関測定）	7 本

※本業務の対象とする果樹は、カキ、クリ、ウメ、ビワ、イチジク、ユズ、クワ、カリン、キウイ、クルミ、モモ、柑橘等とする。

※上記の事業数量は、鳥獣被害対策業者による現地調査及び行政区からの報告より算出したものであり、調査の結果、実際に植生している果樹の本数等が異なった場合、その数量に応じ契約変更を行うものとする。

6 提出書類

受託者は、本業務について、契約締結後及び業務完了後に、下記の書類を速やかに提出しなければならない。

(1) 業務着手時

①委託業務着手届 ②業務計画書及び工程表

(2) 業務完了時

①委託業務完了届 ②成果品

7 業務内容

(1) 果樹の伐採及び処分についての同意取得業務

受託者は、果樹の伐採及び処分についての同意書を取得する。同意書については、原本の写しを1部作成し、果樹の所有者へ提出する。果樹の所有者が伐採及び処分に同意しない場合は、不同意理由を確認し、随時、経過記録を市に報告する。

(2) 本数等調査業務

(1)の同意を取得した果樹について、樹種、本数、及び規格を調査する。調査にあたっては、下記の内容で実施する。

①樹種等詳細調査実施前に予備調査を行い、事業数量を市に報告する。

②樹種、本数、及び規格の詳細調査を行う。調査実施時にあたっては、調査結果が確認できるような写真を撮影しなければならない。また、規格の調査の場合は、スケール等をあてて撮影する。

(3) 伐採対象果樹へのマーキング及び番号の割り振り

(1)の同意を得られた果樹について、リボンの巻き付け又はタグの取り付け等によりマーキング及び番号の割り振りを行う。割り振った番号は、本業務の調査結果と突合できるよう、調査報告書及び果樹の位置図の記載と対応させるものとする。また、マーキングは、ゆるみ及び劣化等により対象果樹の判別が不可能となることがないような資材及び方法で行わなければならない。

(4) 放射線量測定業務（簡易測定）

(2)の調査を行った果樹について、受託者による放射線量の測定を行う。放射線量の測定方法については、シンチレーション式サーベイメータにより、地上高1m、樹木の表面1cmの位置での空間線量測定とする。

(5) 放射能濃度測定業務（専門機関測定）

(4)の測定を行った果樹の、概ね10世帯の内1本について、検体を採取し、放射能濃度測定にかかる専門機関への依頼により、ゲルマニウム半導体検出器による果樹の放射能濃度の測定を行う。対象果樹の選定及び検体の処分方法等については、

次のとおりとする。

- ①対象果樹の選定については、(4)の測定結果を基に委託者と協議して決定する。
- ②検体採取を行う日時を、果樹の所有者へ事前に通知するものとする。
- ③検体は、対象果樹の主幹の、地上高さ1 mを中心に、長さ上下1 m程度を採取する。
- ④検査の結果、放射能濃度が8,000 Bq/kg以下の検体は、市内処理施設への搬入等により、適切に処理をするものとする。
- ⑤検査の結果、放射能濃度が8,000 Bq/kgを超えた検体は、果樹が植生していた敷地内に戻し、果樹の検体以外の部分と共に仮置きし、ブルーシートで覆いロープで結束する等の方法により保管する。

8 資料の貸与

委託者は、本業務に必要な関係資料を受託者に貸与するものとする。受託者は、貸与された資料についての管理責任を明確にし、破損、紛失のないよう常に善良な管理を行うとともに、委託者の承認なしに第三者に公表、貸与してはならない。

また、貸与された資料が必要なくなった場合は、速やかに委託者に返却し、本業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

9 成果品

本業務の成果品は、次のとおりとする。なお、電子データのファイル形式等については、委託者と協議して決定する。

- | | |
|-------------------------------------|-----|
| (1) 果樹の伐採及び処分にかかる同意書原本 | 1 部 |
| (2) 樹種、本数、規格及び放射線量等についての調査報告書 | 2 部 |
| (3) マーキング及び番号の割り振りを行った果樹の位置図 | 2 部 |
| (4) 調査報告書の電子データを収録した CD-R または DVD-R | 1 枚 |
| (5) その他委託者が指示するもの | |

10 成果品の取扱い

- (1) 受託者は、成果品にかかる一切の著作権に関する権利を委託者に無償で譲渡し、委託者の行為について著作者人格権を行使しないものとする。
- (2) 受託者が本業務で得られたデータを他の研究等で使用するときは、委託者の承認を受けるものとする。

11 その他

- (1) 本業務を実施する上で必要となる、専門業者での放射能濃度測定費用、並びに同意取得や通知にかかる書類の作成、印刷及び郵送等にかかる費用については、受託者が負担する。

- (2) 本業務において、受託者の責に帰すべき損害が生じた場合、その賠償を行わなければならない。
- (3) 本業務の実施にあたっては、本仕様書のほか各種関係法令等に準拠するものとするが、本使用書に定めのない事項及び業務遂行において疑義が生じた場合は、委託者と協議するものとする。

1 2 個人情報の取り扱い

本業務を行うにあたり、個人情報を取り扱う際は、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

1 3 環境への配慮

南相馬市の環境マネジメント活動について理解、協力し、南相馬市環境配慮指針集に基づき、環境に配慮した活動を行うものとする。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(個人情報の秘密保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職した後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

(再委託の制限)

第3 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を第三者に委託してはならない。

(個人情報の複写及び複製の禁止)

第4 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から提供を受けた個人情報を複写及び複製をしてはならない。

(目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第5 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(資料等の返還)

第6 乙は、業務を行うために甲から提供を受けた個人情報が記載された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。

(事故発生時における報告)

第7 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(契約解除の措置及び損害賠償)

第8 甲は、乙が個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

注1 「甲」は委託者を「乙」は受託者を指す。